

広島県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

広島県手数料条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十八号）附則第四号に掲げる規定の施行期日は、令和五年三月一日とする。